	第十七条	
の見通し、法第九十九条第一項第三号の規定により退職等年金給付に要する費用の算定について国の積立基準額と地方の積立基準額との合計額と退職等年金給付積立金の額とが将来にわたつて均衡を保つことができるようにすることとされていることその他財務大臣	法第七十九条第五項	私立学校教職員共済法第二十五条において準用する法第七十九条第五項
	第十八条第三項	
地方の基準利率、法第九十九条第一項第三号の規定により退職等年金給付に要する費用の算定について国の積立基準額と地方の積立基準額との合計額と退職等年金給付積立金の額とが将来にわたつて均衡を保つことができるようにすることとされていることその他財務大臣	法第七十九条の三第三項	私立学校教職員共済法第二十五条において準用する法第七十九条の三第三項
	他の退職に	他の解雇に
	一時金（地方公務員等共済組合法第九十二条第一項の請求をした者にあつては、同条第二項の規定により支給すべき一時金）	一時金
	退職をした	解雇された
	から法	から私立学校教職員共済法第二十五条において準用する法
	第十八条の二第一項	
	法第七十九条の四第一項第一号	私立学校教職員共済法第二十五条において準用する法第七十九条の四第一項第一号
	が法	が私立学校教職員共済法第二十五条において準用する法
	退職をした	解雇された
	第十八条の二第二項	
	法第七十九条の四第一項第三号	私立学校教職員共済法第二十五条において準用する法第七十九条の四第一項第三号
	組合員と	加入者（私立学校教職員共済法第十四条第一項に規定する加入者をいう。）と
	（法	（私立学校教職員共済法第二十五条において準用する法
	、組合員期間	、加入者期間（私立学校教職員共済法第十七条第一項に規定する加入者期間をいう。以下この項において同じ。）
	の組合員期間	の加入者期間
	組合員期間とみなして法	加入者期間とみなして私立学校教職員共済法第二十五条において準用する法

	第二十条	
	法第八十四条第七項	私立学校教職員共済法第二十五条において準用する法第八十四条第七項
	附則第七条の二	
	法第八十四条第一項	私立学校教職員共済法第二十五条において準用する法第八十四条第一項
	組合員	加入者
	における法	における私立学校教職員共済法第二十五条において準用する法

第八条第一項中「が禁錮」を「が禁錮」に、「退職共済年金の職域加算額（法第二十五条において準用する組合法第七十四条第二項に規定する退職共済年金の職域加算額をいう。以下同じ。）又は障害共済年金の職域加算額（法第二十五条において準用する組合法第七十四条第二項に規定する障害共済年金の職域加算額をいう。以下同じ。）に相当する金額」を「退職年金（法第二十五条において準用する組合法第七十六条第一項に規定する終身退職年金に限る。以下この条において同じ。）又は職務障害年金の額」に改め、同項第一号中「禁錮」を「禁錮」に、「百分の五十」を「百分の百（職務障害年金にあつては、百分の五十）」に改め、同項第二号中「当該退職共済年金の職域加算額又は障害共済年金の職域加算額に相当する金額の算定の基礎となつた」を削り、「百分の五十」を「百分の百（職務障害年金にあつては、百分の五十）」に改め、同条第二項中「退職共済年金、障害共済年金又は遺族共済年金」を「退職年金、職務障害年金又は職務遺族年金」に、「禁錮」を「禁錮」に、「うち、退職共済年金の職域加算額、障害共済年金の職域加算額又は遺族共済年金の職域加算額（法第二十五条において準用する組合法第七十四条第二項に規定する遺族共済年金の職域加算額をいい、法第二十五条において準用する組合法第八十九条第一項第二号（同号の規定により同項第一号の規定が適用される場合を除く。）又は同条第二項第二号の規定により遺族共済年金の額が算定される者であつて、かつ、退職共済年金の支給を受ける者については、当該遺族共済年金の職域加算額に相当する金額の三分の二に相当する金額と退職共済年金の職域加算額に相当する金額の二分の一に相当する金額との合算額とする。次項及び第四項において同じ。）に相当する金額の百分の五十」を「百分の百（職務障害年金及び職務遺族年金にあつては、百分の五十）」に改め、同条第三項中「第七十四条第一項、第七十九条第一項、第八十七条第一項若しくは第四項」を「第七十五条の四第一項、第八十一条第一項、第八十七条」に、「、第九十二条第一項若しくは第四項」を「第七十五条の四第一項、第八十一条第一項、第八十七条」に、「、第九十二条第一項若しくは附則第十二条の七の四第一項の規定又は私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律（昭和三十六年法律第百四十号）附則第十五項（同法附則第十八項において準用する場合を含む。）を「又は第九十二条第一項」に、「退職共済年金の職域加算額、障害共済年金の職域加算額又は遺族共済年金の職域加算額に相当する金額」を「退職年金、職務障害年金又は職務遺族年金」に改め、同条第七項中「禁錮」を「禁錮」に、「長期給付」を「退職年金、職務障害年金又は職務遺族年金」に改める。

第九条を次のように改める。

第九条　削除

第九条の二を削る。

第十一条第一項第四号中「標準給与の月額（以下「退職時の標準給与の月額」を「標準報酬月額（次条第一号において「退職時の標準報酬月額」に改める。